

保護者の皆さまへ

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

千歳市立北進小中学校 令和5年（2023年）年2月

この資料は、「いじめ防止対策推進法」の趣旨や法を踏まえた本校の取組について、保護者の皆さまと共有し、学校とご家庭が協力しながら、いじめの未然防止等に取り組んでいく一助になることを目的に作成しました。ご一読くださいますよう、お願いいたします。

1 「いじめ」の定義

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

例えば…

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友達の中の SNS を通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。

仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

2 いじめの対応について

✓「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。

✓いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。

- いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3カ月を目安）
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

✓そのほか、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。（いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織を活用し、スクールカウンセラーなどを含めて判断します）。

✓被害と加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえて、対応する必要があります。

3 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ対策委員会」を設置しています。

(1) 北進小中学校いじめ防止基本方針の概要

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組む。
- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであるという認識に立つ。
- ・「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることには注意する。
- ・いじめの加害・被害という二者関係の対処に止まらず、集団全体にいじめを許さない雰囲気
が形成されるようにする。 など

(2) 北進小中学校いじめ対策委員会の役割や活動

① 構成員

校長、教頭、生徒指導担当、学部長、該当学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー

② 主な役割

○未然防止（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり）

○早期発見及び事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ・いじめ防止基本方針の点検、見直し
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動に係る情報の収集、記録、共有
- ・いじめの防止に係る校内研修の企画、実施
- ・保護者との連携 など

4 不明な点やいじめに関してのご相談について

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任のほか、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策委員会」を設置していますので、ご気軽に相談願います。 連絡先 0123-23-3439（学校代表電話） 窓口 教頭

5 北海道教育委員会・千歳市教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） （メール）	0120-3882-56 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電話） （メール）	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
石狩教育局教育相談電話（電話）	011-221-5297	祝日・年末年始を除く平日 8 時 45 分～17 時 30 分
千歳市教育委員会青少年課（電話）	0123-24-0859	祝日・年末年始を除く平日 8 時 45 分～17 時 15 分

学校教育局生徒指導・学校安全課

北海道教育委員会のホームページで、道のいじめに関する条例や基本方針の内容、いじめの調査結果などを確認できます。

